

1 事業名

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正

2 事業の概要

こども家庭庁が設置され、厚生労働省の所管事務の一部が内閣府に移管されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

【改正条例】

- ・ 所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・ 所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 所沢市助産施設及び母子生活支援施設入所者に係る費用の徴収に関する条例
- ・ 所沢市障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する条例

3 他自治体の類似する政策等

法令等の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

子ども・子育て支援法、こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家

庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第47号 所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

◎所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

（特定地域型保育の取扱方針）

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

（特定地域型保育の取扱方針）

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

◎所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

（保育の内容）

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大

（保育の内容）

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大

臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

◎所沢市助産施設及び母子生活支援施設入所者に係る費用の徴収に関する条例の一部改正（第3条関係）

（費用の徴収）

第2条 略

2 前項の規定による費用の徴収額は、入所に係る徴収金に関し内閣総理大臣が定める基準により、市長が決定した額とする。

3 略

（費用の徴収）

第2条 略

2 前項の規定による費用の徴収額は、入所に係る徴収金に関し厚生労働大臣が定める基準により、市長が決定した額とする。

3 略

◎所沢市障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する条例の一部改正（第4条関係）

（費用の徴収）

第2条 略

2 前項の規定による費用の徴収額は、同項各号に掲げる措置に係る徴収金に関し主務大臣が定める基準により、市長が決定した額とする。

3 略

（費用の徴収）

第2条 略

2 前項の規定による費用の徴収額は、同項各号に掲げる措置に係る徴収金に関し厚生労働大臣が定める基準により、市長が決定した額とする。

3 略